

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	
上下水道局	
意 見	
	<p>本市においては、平成22年に債権管理事務の適正化・効率化をねらいとした富山市債権管理条例の制定を契機に、債権の放棄についての規定を設けるとともに、債権放棄を行った場合は、議会への報告を義務付けている。</p> <p>条例の制定後、上下水道局は、一体的に請求されている下水道使用料（公債権）の消滅時効の完成（時効起算日から5年経過）に合わせて水道料金（私債権）の債権放棄を行い、議会に報告をしている。</p> <p>しかしながら、水道料金の消滅時効の完成が、時効起算日から2年を経過したときであることから、このときより債権放棄を行うまでの間、水道料金の未収金を会計帳簿上から外す手続き（不納欠損処理）を行い、以後、簿外債権として管理することとしている。</p> <p>この不納欠損処理及び簿外管理については、富山市債権管理条例が制定される前からの事務処理方法であるが、条例制定の趣旨を踏まえ、債権管理のあり方について検討されたい。</p>
回 答	
	<p>水道料金の未収債権については、これまで、私法上の債権であり、時効の援用がない限り債権が消滅しないことから、下水道使用料の消滅時効（5年）に併せて債権放棄を行っていた。</p> <p>今後は、水道料金の未収債権は、簿外債権として管理することなく、富山市債権管理条例に基づき、消滅時効が完成し債務者がその援用をする見込みがある債権については、速やかに債権放棄を行うなど、適正な債権管理となるよう見直してまいりたい。</p>